

||||| 農業者年金 |||||

年金受給権者の しおり

||||| 独立行政法人
農業者年金基金 |||||

農業者年金を 受けられる方へ

このたび送付された年金証書は、農業者年金を受ける権利があることを証明するものです。なくさないように大切に保管してください。

この「農業者年金 年金受給権者のしおり」は、これから農業者年金を受けるにあたって、知っておいていただきたいことや、必要な届出、手続きについて説明したものですので、**必ず一度お読みください。**

なお、読んだ後は年金証書と一緒に大切に保管し、必要なときに読み返してご活用ください。

また、ご家族の方が行う届出、手続きなどもありますので、ご家族の方にもお読みいただきますようお願いいたします。

もくじ

◎知っておいていただきたいこと

1. 年金証書のみかた…………… 2
2. 裁定通知書のみかた（新制度）…………… 3
3. 裁定通知書のみかた（旧制度）…………… 4
4. 年金の支払時期及び支払方法…………… 5
5. 年金にかかる税金…………… 6
6. 年金を受ける権利の保護…………… 7

◎年金を受けている方のいろいろな手続き

7. 年金を引き続き受けるための現況届…………… 8
8. 住所や氏名、年金の受取口座を変えるとき… 13
9. 年金証書の再発行…………… 14
10. 年金受給権者のご家族の方へ
（年金を受けている方が亡くなったとき）… 14

◎経営移譲（経営継承）した方の手続き

11. 経営移譲（経営継承）したのちの
諸名義の変更…………… 17
12. 経営移譲年金の支給停止、特例支給の
農業者老齢年金及び農地等の返還等が
あった場合の届出（旧制度）…………… 20
13. 特例付加年金の支給停止及び農地等
又は農業用施設の返還等があった
場合の届出（新制度）…………… 25

1.年金証書のみかた

年金証書の記号番号です。
12桁の数字からなっています。
届出を提出するときやお
問い合わせのときは必ず
この番号をお知らせくだ
さい。

受けとる年金の種類です。
「農業者老齢」、「経営移譲」、
「特例付加」のいずれかが
記載されています。




年金が裁定された
年月日です。

年金を受ける権利を得た
年月です。
なお、繰上げ支給の場合
は請求年月が受給権取得
年月となります。

2. 裁定通知書のみかた(新制度)

年金額を計算する基礎となるものです。

受け取る年金の種類です。「農業者老齢」もしくは「特例付加」と記載されています。

農業者年金		農業者老齢	年金裁定通知書		()
〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21		下記のとおり裁定されましたので通知します。 なお、審査請求等については、裏面をご覧ください。			
年金 太郎 様		平成29年5月22日			
年金証書記号番号 (4011505-00001) 性別 (男)		〒105-8010 東京都港区西新橋1丁目6番21号 独立行政法人農業者年金基金理事			
納付保険料 及びその運用収入の総額 ▲(この額が年金計算の基となる額です。)		円		該当条文 独立行政法人農業者年金基金法 第 28 条 第 項 第 号 独立行政法人農業者年金基金法附則 第 2 条 第 2 項 第 号	
支給開始	平成29年3月	年金額	円		

もしくは国庫補助額

年金額と支給開始年月(受給権を取得した年月の翌月)です。

$$\text{年金額} = \text{年金原資(注1)} \div \text{年金現価率(注2)}$$

注1：年金原資はつぎのとおりです。

農業者老齢年金：納付保険料及びその運用収入の総額

特例付加年金：国庫補助額及びその運用収入の総額

注2：年金現価率とは、将来にわたって年金財政の均衡を保つことができるように予定利率及び予定死亡率を勘案して、農林水産大臣が定めた率です。

※年金額は、十円単位を四捨五入し百円単位となります。

3. 裁定通知書のみかた(旧制度)

年金額を計算する基礎となるものです。

内訳の説明は、裁定通知書の裏面に記載してあります。

受け取る年金の種類です。「農業者老齢」もしくは「経営移譲」と記載されています。

農業者年金 経営移譲 年金裁定通知書 ()

下記のとおり裁定されましたので通知します。

なお、審査請求等については、裏面をご覧ください。

〒105-8010 東京都港区西新橋1丁目6番21

平成 29 年 5 月 22 日

〒105-8010 東京都港区西新橋1丁目6番21号 〒105-8010
独立行政法人 農業者年金基金理事

年金 太郎 様

(1431505-01000)

保険料納付済期間等の月数		保険料未納期間の月数		該当条文	田農業者年金基金法	第 条の 第 項 第 号
支 給 開 始	内 訳 1 内 訳 2 内 訳 3	月 月 月	月 月 月	第 条の 第 項 第 号	支 給 停 止 額	停 止 区 分 停 止 事 由
年 月	年 月	円	円		円	
年 月		円	円		円	
年 月		円	円		円	
年 月		円	円		円	
年 月		円	円		円	
年 月		円	円		円	
			円			

ここに記載された月の分から年金が支給されます。

「うち加算額」とあるのは、経営移譲の相手方が農業者年金の被保険者相当者等の場合に加算されるもので、年金額にはこの加算額が含まれています。

経営移譲年金の支給停止額と区分及び事由です。停止区分及び事由の説明は、裁定通知書の裏面に記載してあります。

4.年金の支払時期及び支払方法

年金は、3ヶ月ずつ4回に分けて、希望したJA等の金融機関で受けられます（新制度農業者老齢年金と特例付加年金の年金額の合計が12万円未満の場合は年1回11月の支払いとなります。）。

※農業協同組合については、「JA」と表記することとします。

1. 年金の定期支払月と支払年金額の内訳は次のとおりです。

定期支払月	支払年金額の内訳
2月の支払	前年の11月・12月分と本年の1月分
5月の支払	2月・3月・4月分
8月の支払	5月・6月・7月分
11月の支払	8月・9月・10月分

◎年金額が12万円未満の場合（新制度）

支払月	支払年金額の内訳
11月の支払	前年の11月分から本年の10月分まで

2. 年金の支払いは、上記の定期支払月の10日に行われますが、10日が土曜・日曜・祝日に当たる場合は、その直前の平日（金融機関営業日）に繰上げて支払います。
3. 年金は、「1」の表の定期支払月のほか、はじめて年金が裁定になった場合等で、前の定期支払月ま

でに支払われるべき年金があるときは、支払月でなくても支払われることがあります。

4. 独立行政法人農業者年金基金から毎年1回5月下旬に、その年の5月、8月、11月および翌年の2月定期支払月における支払額等を記載した「農業者年金振込・支払通知書」をお送りします。

また、はじめて年金が支払われるとき等も、「農業者年金振込・支払通知書」をお送りします。

5. 年金にかかる税金

年金は、税法上、雑所得として課税対象になります。

源泉徴収

年金額が一定額以上の方には、各支払月に支払われる年金額から所得税が源泉徴収されます。

源泉徴収票は、毎年1月31日までに発送されます。

■年金から所得税が源泉徴収される方

年齢	年金額
65歳以上の方	158万円以上 (農業者老齢年金のみを受給されている方は、80万円以上)
65歳未満の方	108万円以上

農業者年金と国民年金、厚生年金などの2つ以上の公的年金を受給している場合や他に所得のある場合には確定申告が必要になる場合があります。

※所得税に関する詳しい内容については、最寄りの各税務署にお問合せください。

6. 年金を受ける権利の保護

年金を受ける権利は、他人に譲り渡したり、担保に供したりすることはできません。

年金を受ける権利は、他人に譲り渡したり、担保に供したりすることはできません（国税滞納処分の場合を除く。）。

また、貸金業者が、その貸付金の弁済を農業者年金から受ける目的で、農業者年金が振り込まれるJA等の金融機関口座等の預金通帳、キャッシュカードまたは年金証書の引き渡しを求めたり保管する行為は、法令で禁止されています。

7. 年金を引き続き 受けるための現況届

農業者年金の受給権のある方は、毎年6月中に現況届を農業委員会に提出しなければなりません。現況届の用紙は毎年5月下旬に直接お届けします。

〔全受給権者の方の確認〕

1. 引き続いて農業者年金を受けていただくためには、「農業者年金受給権者現況届」を毎年6月中に農業委員会に提出し、引き続き年金を受け取る資格があるかどうかの確認を受けなければなりません。

現況届の用紙は、毎年5月下旬に独立行政法人農業者年金基金から直接お送りしますので、同封の説明書をよく読み、ご本人が記入及び署名（ご本人が記入及び署名ができない場合は、代理人（親族等）が記入したうえで署名）して、お住まいの住所地にある農業委員会へ提出してください。

なお、次の場合は翌年のみは現況届を提出する必要はありませんので、現況届の用紙はお送りしません。

- ・旧制度農業者老齢年金又は経営移譲年金の裁定が前年の7月1日以降に決定された場合

- ・ 経営移讓年金の支給停止が前年の7月1日以降に決定された場合
- ・ 新制度農業者老齡年金又は特例付加年金の裁定が前年の6月1日以降に決定された場合

2. 前記の現況届が提出されていないときは、引き続き年金を支払ってよいかどうかの判断ができませんので、11月支払分から現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められます。

その後、現況届が提出されたときは、年金の差し止めを解除し、年金をお支払いします。

〔経営移讓年金の受給権がある方の確認〕

3. 経営移讓年金の受給権がある方は、20ページの「経営移讓年金の支給停止、特例支給の農業者老齡年金及び農地等の返還等があった場合の届出（旧制度）」などで、ご自分の経営移讓年金が支給停止事由に該当してないこと及び17ページの「経営移讓（経営継承）したのちの諸名義の変更」のとおり、諸名義が経営移讓の相手方名義となっていることについての自己チェック欄に○を付けて頂き、現況届を農業委員会へ提出し、農業委員会の確認を受けてください。

(1) ご自分の経営移譲年金が、次の①～④の支給停止事由に該当した場合は、基金から送付した現況届は提出せず、速やかに「**農業者年金経営移譲年金支給停止事由該当届及び特例老齢年金裁定請求書（様式第57号）**」をJAに提出する必要があります。

- ① 農地等を買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還等を受けて農業経営を再開したとき
- ② 農地所有適格法人の組合員・社員又は株主となったとき
- ③ 障害のため年金を受けていた方が本来の支給開始年齢（60歳）前に障害の状態が軽くなったとき
- ④ 後継者に貸し付けて経営移譲した農地等を支給停止にならない事由（土地収用該当事業用地として農地等を処分した場合など）以外の目的で返還を受けたとき、又は後継者が他の者にその権利を移転又は設定したことにより後継者が使用しなくなったとき

(2) 第1回目の現況届を提出する方は、17ページの「**経営移譲（経営継承）したのちの諸名義の変更**」をご覧のうえ、諸名義を必ず経営移譲の相手方に変更等してください。

(3) 第2回目以降の現況届を提出する場合も、諸名義が引き続き経営移譲の相手方となっていることをご確認のうえ、現況届を農業委員会へ提出してください。

なお、諸名義の保有状況を確認する必要がある場

合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することがありますので、照会することについて同意のうえ、現況届の自署欄に署名してください。

- (4) 障害のため本来の支給開始年齢(60歳)前に受給している方は、その障害の状態により、医師の診断書を現況届に添付しなければならない場合があります。
- (5) 繰下げ申出をしてまだ年金の支給を受けていない方でも、現況届が提出されないときは、年金が差し止められますので、支給開始年齢になっても年金の支給を開始できないこととなります。

[特例付加年金の受給権がある方の確認]

4. 特例付加年金の受給権がある方は、25ページの「特例付加年金の支給停止及び農地等又は農業用施設の返還等があった場合の届出（新制度）」などで、ご自分の特例付加年金が支給停止事由に該当してないこと及び17ページの「経営移譲（経営継承）したのちの諸名義の変更」のとおり、諸名義が引き続き経営継承の相手方名義となっていることについての自己チェック欄に○を付けて頂き、現況届を農業委員会へ提出し、農業委員会の確認を受けてください。
 - (1) ご自分の特例付加年金が次の①～③の支給停止事由に該当した場合は、速やかに「特例付加年金支給停止事由該当届（様式第K51号）」をJAに提出する必要があります。

また、基金から送付された現況届は提出せず、お住まいの住所地にある農業委員会で手書き用の現況届を受け取り、手書き用の現況届に記入及び署名をして、農業委員会に提出してください。

- ① 農地等又は農業用施設を買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還等を受けて農業経営を再開したとき
- ② 農業を営む法人の常時従事者である構成員となったとき
- ③ 後継者に貸し付けて経営継承した農地等又は農業用施設を支給停止とならない事由(土地収用該当事業用地として農地を処分した場合など)以外の目的で、
 - ア. 返還を受けて1年経過したとき
 - イ. 返還を受けて転用又は転用目的で処分したとき
 - ウ. 後継者が他の者にその権利を移転又は設定したことにより後継者が使用しなくなったとき
 - エ. 返還を受けて1年経過前に農地等が遊休化して農業委員会の利用意向調査を受けたとき

(2) 第1回目の現況届を提出する方は、17ページの「経営移譲（経営継承）したのちの諸名義の変更」をご覧ください。諸名義を必ず経営継承の相手方に変更等してください。

(3) 第2回目以降の現況届を提出する場合も、諸名義

が引き続き経営継承の相手方となっていることをご確認のうえ、現況届を農業委員会へ提出してください。

なお、諸名義の保有状況を確認する必要がある場合は、当基金及び農業委員会が関係機関に照会することがありますので、照会することについて同意のうえ、現況届の自署欄に署名してください。

8. 住所や氏名、年金の受取口座を 変えるとき

住所や氏名及び年金の受取口座を変えたときは、14日以内に変更の届出書を提出してください。

住所や氏名を変更したいときは、「**農業者年金住所・氏名等変更・訂正届出書(様式第20号)**」を、年金の受取口座を変更したいときは「**農業者年金受給権者金融機関(口座番号)変更届(様式第61号)**」を14日以内にJAに提出してください。

これらの届出がありませんと、年金を期日に受け取れなかったり、通知等が届かなかったりします。

また、氏名変更により「**農業者年金住所・氏名等変更・訂正届出書(様式第20号)**」の届出が出されますと、変更後の氏名で年金証書が再発行されますので、大切に保管してください。

9. 年金証書の再発行

年金証書をなくされた場合は、再交付を受けてください。

年金証書を万一なくされた場合は、年金証書の再交付をなるべく早く受けてください。

年金証書の再交付を受けるには「年金証書再交付申請書（様式第 63 号）」を JA に提出してください。

10. 年金受給権者のご家族の方へ (年金を受けている方が亡くなったとき)

年金を受けている方が亡くなられたときは、その遺族の方は 10 日以内に「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。

(1) 新制度・旧制度共通

- 年金を受けている方が亡くなられたときは、その遺族の方は10日以内に「農業者年金死亡関係届出書（様式第 K31 号）」に年金証書と死亡の事実を明らかにできる書類を添えて、JA に提出してください。

この届出が遅れますと、年金の支払いが引き続

き行われ、受けすぎた年金を遺族が返還しなければならなくなりますので、ご注意ください。

- 年金は、受けている方が亡くなられた当月分まで支払われますので、支払われるべき年金があるときは、未支給年金として遺族の方がこれを請求することができます。

この未支給年金を請求できる遺族の範囲及び請求順位は、年金を受けていた方が亡くなられたときに、生計を同じくしていた1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母、6.兄弟姉妹、7.第3親等内の親族（甥姪、子の配偶者、叔父叔母等で平成26年4月1日以降に死亡された者から、請求できる）となります。先の順位の方が居る場合、後の順位の方は請求できません。未支給年金を請求する方は、必要書類を添付のうえ、JAに提出してください。

- 生計を同じくしていた場合としては、死亡当時、受給権者と同居していた方または別居の場合で、その亡くなった方によって生計を維持されていた方（経常的に援助を受けていた方）や、亡くなった方の生計を維持していた方（経常的に援助していた方）となります。
- 未支給年金及び死亡一時金の給付を受ける権利は、死亡日の翌日から5年を経過したときは、時効により消滅します。

(2) 新制度

- 年金を受けている方が、80歳に到達する日までに亡くなられた場合は、死亡一時金が支給されません（国庫補助を原資として支給される特例付加年金部分については、死亡しても一時金は支給されません。）。

(3) 旧制度

- 年金を受けている方が亡くなられた場合は、既に支給を受けた死亡日の属する月分までの年金給付総額が、年金受給権者に該当せずに死亡した場合に受け取ることができたであろう死亡一時金の額に満たないときに、その差額が死亡一時金として支給されます。

* 新制度・旧制度ともに死亡一時金を請求できる遺族の範囲及び請求順位は、年金を受けていた方が亡くなられたときに、生計を同じくしていた
1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、6. 兄弟姉妹となります。未支給年金を請求できる遺族の範囲とは異なりますのでご注意ください。死亡一時金を請求する方は、必要書類を添付のうえ、JAに提出してください。

11. 経営移譲(経営継承)したのち の諸名義の変更

経営移譲(経営継承)したのち、農業経営に関する諸名義は速やかに変えなければなりません。

1. 基金では、経営移譲年金又は特例付加年金受給権者の経営移譲又は経営継承が実体を伴った適正なものであったことの確認等を年金裁定後又は支給停止解除後の最初の現況届(注)の提出時に行うこととしており、農業委員会に次の(1)~(3)の諸名義の全部(第三者に経営移譲又は経営継承した場合は(1)及び(2)の名義のみ)が経営移譲又は経営継承の相手方に変更等されているかどうかの確認をお願いしております。

(注) 現況届については、8ページ「7. 年金を引き続き受けるための現況届」をご確認ください。

- (1) 農業共済の加入名義
 - (2) 経営所得安定対策等交付金の申請名義
 - (3) 農業所得に係る納税申告の名義
2. 農業委員会では、あなたの経営移譲年金又は特例付加年金の裁定後あるいは支給停止解除後の最初の現況届の確認を行う際に、上記1の(1)~(3)の諸名義

の全部（第三者に経営移譲又は経営継承した場合は(1)及び(2)の名義のみ）が経営移譲又は経営継承の相手方に変更等されているかどうかを確認します。

このため、未だに諸名義を後継者又は第三者に変更等していないときは、速やかに次の手続きをするとともに、これらの諸名義が変更等されたことの確認書類を農業委員会が示す書式で最初の現況届を提出する年の5月末日までに農業委員会に提出してください。

(1) 後継者に経営移譲又は経営継承した場合

農業共済の加入名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義及び農業所得に係る納税申告の名義を後継者に変更してください。

なお、遠隔地に居住する後継者に経営移譲又は経営継承を行った場合、例外的に名義変更ではなく、事業主体等との帰属関係の解消を行う方法もあります。

(2) 第三者に経営移譲又は経営継承した場合

経営移譲又は経営継承した農地等に係る農業共済の加入名義及び経営所得安定対策等交付金の申請名義を第三者に移してください。

なお、**経営移譲年金**の受給権者であって、10アール（道南区域を除く北海道の区域に住所のある方は20アール）以内の自留地を残された方は、その自留地に係る諸名義が保有できます。

(3) 経営移譲年金・特例付加年金の裁定取消又は支給停止措置について

- ① 最初の現況届の提出時に、上記1の(1)～(3)の諸名義の全部が経営移譲又は経営継承の相手方に変更等されていないと、現況届に農業委員会会長の確認の押印が行われず、その年の11月支払分から年金の支払いが差し止めとなります。

さらに、この場合、当基金では所定の手続きを経て経営移譲年金又は特例付加年金の裁定取消等を行うこととなりますのでご注意ください。

- ② 最初の現況届以降も、諸名義は引き続き経営移譲又は経営継承の相手方名義となっている必要があります。

諸名義があなたに戻されると経営移譲年金又は特例付加年金が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

- ③ 経営移譲年金又は特例付加年金が、12（20ページ）又は13（25ページ）の支給停止事由に該当する場合には、経営移譲年金及び特例付加年金の受給権者用の現況届は提出せず、支給停止事由該当届をJAに提出してください。

詳しいことは、農業委員会又はJAにおたずねください。

12. 経営移譲年金の支給停止、特例支給の農業者老齢年金及び農地等の返還等があった場合の届出(旧制度)

経営移譲年金の受給権者が次の1又は2に該当したときは、その該当している期間は、経営移譲年金の支給が停止されます。

なお、次の1の経営移譲年金の支給停止事由に該当したときは、支給停止期間中に「特例支給の農業者老齢年金」が支給されます。

1. 経営移譲年金の受給権者が次の支給停止事由に該当したときは、その翌月分から経営移譲年金の支給が停止されます。

【経営移譲年金の支給停止事由】

- (1) 農地等を買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還等を受けて農業経営を再開したとき（第三者に経営移譲した場合は自留地10アール（道南を除く北海道の区域は20アール）を超えて農業経営を再開したとき）

(例)

相続した農地等、後継者が亡くなったため返還を受けた農地等、第三者から返還（契約期間満了を含む）された農地等などで農業経営を再開した

(2) 農地所有適格法人の組合員・社員又は株主となったとき

(3) 障害のため年金を受けていた方が本来の支給開始年齢(60歳)前に障害の状態が軽くなったとき

(4) 後継者に貸し付けて経営移譲した農地等を支給停止にならない事由(土地収用該当事業用地として農地等を処分した場合など)以外の目的で返還を受けたとき、又は後継者が他の者にその権利を移転又は設定したことにより後継者が使用しなくなったとき

(例)

- ・後継者が転出した等の理由で農業経営を続けられなくなり、後継者から農地等の返還を受けた
- ・転用目的で処分するため、後継者から農地等の返還を受けた

2. 加算付の経営移譲年金を受給している場合で、次の加算額の支給停止事由に該当したときは、その翌月分から経営移譲年金の加算額部分の支給が停止されます。

【加算額の支給停止事由】

特定譲受者(60歳未満の専業農業者や法人など)に農地等を貸し付けている場合(加算付経営移譲年

金を受けている場合)で、その農地等を支給停止にならない事由(土地収用該当事業用地として農地等を処分した場合など)以外の目的で返還を受けて1年を経過したとき又は特定譲受者がその権利を他の者に移転又は設定したことにより使用しなくなったとき

(例)

近隣の専業農業者(第三者)に貸し付けていた農地等の返還を受け、返還から1年以内に次の貸付けをしたものの、貸付先は60歳以上の農業者だった

3. 上記1又は2の支給停止事由に該当した場合は、速やかに「農業者年金経営移譲年金支給停止事由該当届及び特例老齢年金裁定請求書(様式第57号)」をJAに提出してください。この届出が遅れますと、年金の支払いが引き続いて行われ、受けすぎた年金を返還しなければならなくなりますのでご注意ください。

4. 経営移譲年金が全額支給停止となったときは、「特例支給の農業者老齢年金」が支給されます。

なお、経営移譲年金の繰下げ支給の申出をしている方が全額支給停止となる場合は、支給停止と同時にその申出が撤回されたものとみなし、「特例支給の農業者老齢年金」が支給されます。

5. また、支給停止の事由に該当しなくなった場合は、経営移譲年金の支給が再開されますので速やかに「農業者年金経営移譲年金支給停止事由消滅届(様式第58号)」をJAに提出してください。
6. なお、上記1の(4)または2の支給停止にならない事由については、事由ごとに該当要件や所定の届出手続きがありますので、返還等を受ける前に必ずJA又は農業委員会に相談してください。

【後継者に貸し付けした農地等の

返還を受ける場合の届出】

- (1) 農地中間管理機構などに経営移譲のやり直し(再処分)をする、第三者に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定をする、農業用施設用地として後継者又は地方公共団体等に処分するため、などの理由による返還及び処分(返還から1年以内の処分(貸し付ける場合は10年以上の期間)に限る)をした場合は、「特定処分対象農地等返還届(様式第91号)」及び「特定処分対象農地等処分届(様式第92号)」をJAに提出してください。
- (2) 当初、サラリーマン後継者等に経営移譲して基本額経営移譲年金を受給している場合で、農地中間管理機構などの第三者の特定譲受者へ経営移譲のやり直し(再処分(貸し付ける場合は10年以上の期間))

をするための返還及び処分により、加算付経営移譲年金に改定する場合は、上記(1)の届出と併せて、「**農業者年金経営移譲年金改定事由該当届（様式第93号）**」をJAに提出してください。

改定できるかについては、面積等の要件がありますので、事前にJA又は農業委員会にご確認ください。

- (3) 土地収用法該当事業用地として提供するため、後継者が一定の障害の状態になったため（死亡を含む）、一時転用するためなどのやむを得ない理由により、農地等の返還を受けた場合又はその使用収益権の移転・設定をした場合は、「**特定処分対象農地等返還（取得・移転）届（様式第90号）**」をJAに提出してください。

【加算付経営移譲年金の受給者が第三者に貸し付けた 農地等の返還を受ける場合の届出】

農地中間管理機構などの第三者から農地等の返還を受け、特定譲受者に適格に処分した場合は、「**第一種加算対象農地等返還届（様式第67号）**」及び「**第一種・第二種加算対象農地等処分届（様式第78号）**」をJAに提出してください。

13. 特例付加年金の支給停止及び農地等又は農業用施設の返還等があった場合の届出（新制度）

特例付加年金の受給権者が次の1に該当したときは、その該当している期間は、特例付加年金の支給が停止されます。

なお、特例付加年金が支給停止事由に該当した場合であっても、農業者老齢年金はそのまま支給されます。

1. 特例付加年金の受給権者が次の支給停止事由に該当したときは、その翌月分から特例付加年金の支給が停止されます。

【特例付加年金の支給停止事由】

- (1) 農地等又は農業用施設を買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還等を受けて農業経営を再開したとき

(例)

相続した農地等、後継者が亡くなったため返還を受けた農地等、第三者から返還（契約期間満了を含む）された農地等などで農業経営を再開した

- (2) 農業を営む法人の常時従事者である構成員となったとき

(3) 後継者に貸し付けて経営継承した農地等又は農業用施設を支給停止とならない事由（土地収用該当事業用地として農地等を処分した場合など）以外の目的で、

① 返還を受けて1年（※条件不利地域は2年）経過したとき

② 返還を受けて転用又は転用目的で処分したとき

③ 後継者が他の者にその権利を移転又は設定したことにより後継者が使用しなくなったとき

(例)

- ・後継者が転出した等の理由で農業経営を続けられなくなり、後継者から農地等の返還を受けた
- ・転用目的で処分するため、後継者から農地等の返還を受けた

④ 返還を受けて1年（※条件不利地域は2年）経過前に農地等が遊休化して農業委員会の利用意向調査を受けたとき

※ 条件不利地域とは、山村振興法に基づく振興山村、特定農山村法に基づく特定農山村、離島振興対策実施地域、奄美群島、沖縄、小笠原諸島、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、過疎法に基づく過疎地域をいう。

2. 上記1の支給停止事由に該当した場合は、速やかに「特例付加年金支給停止事由該当届（様式第 K51

号)」を JA に提出してください。この届出が遅れますと、年金の支払いが引き続いて行われ、受けすぎた年金を返還しなければならなくなりますのでご注意ください。

なお、上記 1 の(3)の①、②及び④の場合は、「特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届（特例付加年金）（様式第 K65 号）」を併せて JA に提出してください。

3. また、支給停止の事由に該当しなくなった場合は、特例付加年金の支給が再開されますので速やかに「特例付加年金支給停止事由消滅届（様式第 K52 号）」を JA に提出してください。
4. なお、上記 1 の(3)の支給停止にならない事由については、事由ごとに該当要件や所定の届出手続きがありますので、返還等を受ける前に必ず JA 又は農業委員会に相談してください。

【後継者に貸し付けした農地等又は

農業用施設の返還を受ける場合の届出】

- (1) 農地中間管理機構などの譲受適格者への処分等のため、一時転用する、農業用施設用地として後継者又は地方公共団体等に処分する、土地収用法該当事業用地として提供するなどの支給停止にならない事

由により、農地等又は農業用施設の返還を受けて処分（返還から1年以内（※条件不利地域は2年以内）の処分（貸し付ける場合は10年以上の期間）に限る）する場合は、「特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届（特例付加年金）（様式第 K65 号）」及び「特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届（特例付加年金）（様式第 K66 号）」を JA に提出してください。

- (2) 譲受後継者が農地中間管理機構などの譲受適格者への処分等するため、土地収用法該当事業用地として提供するため、一時転用するため、農業用施設用地として後継者又は地方公共団体等などに処分するためなどの支給停止にならない事由により、農地等又は農業用施設の移転又は設定をした場合は、「特定処分対象農地等及び特定農業用施設移転・設定届（特例付加年金）（様式第 K67 号）」を JA に提出してください。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

必要なところをメモしておきましょう

◆年金証書の記号番号

記	号	番	号

◆問い合わせ先の電話番号

- J A — —
- 農業委員会 — —

独立行政法人農業者年金基金専門相談員
郵便番号 105-8010
住 所 東京都港区西新橋1丁目6番21号
電 話 03 (3502) 3199
ホームページ <http://www.nounen.go.jp>

不審な電話や手紙に 注意しましょう。

◎農業者年金基金では、電話で預金口座を指定して現金の振り込みを依頼したり、指定の住所に現金の郵送を依頼したり、年金受給権者宅を訪問して、預金通帳や年金証書をお預かりしたりすることはありませんので、くれぐれもご注意ください。

◎年金証書や預金通帳・印鑑等を預けるよう要求し、高金利で融資を行う違法かつ悪質な貸金業者には十分注意してください。

※不審な電話があった場合は、農業者年金基金、最寄りのJAまたは住所地にある農業委員会までお問い合わせください。